

令和 7 年度

岩手山麓農業水利事業

南部主幹線用水路他用地測量調査（その 10）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局岩手山麓農業水利事業所



# 第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、南部主幹線用水路他用地測量調査（その10）業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号、一部改正 令和6年3月29日）別記（I）用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(目的)

第2条 本業務は、岩手山麓農業水利事業計画に基づき施工する南部主幹線用水路工事、導水路撤去工事及び北上川横断逆サイホン工事に伴う用地測量並びに当該工事に伴い支障となる物件等の調査、地盤変動影響に伴う建物等事前調査を実施し、用地補償業務の円滑な推進を図るものである。

(業務概要)

第3条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所（別添位置図のとおり）

岩手県滝沢市外山地内他

(2) 調査区分

1) 用地測量業務

(南部主幹線用水路)

①地域区分は、都市近郊とする。

②調査区域面積は、1.607ha とする。

(導水路)

①地域区分は、耕地とする。

②調査区域面積は、0.507ha とする。

(北上川横断逆サイホン)

①地域区分は、森林とする。

②調査区域面積は、7.010ha とする。

2) 用地調査業務

(南部主幹線用水路)

①附帯工作物調査・算定

住宅敷地A ～150 m<sup>2</sup> 2戸

②立竹木調査・算定

用材林、丘陵地 500 m<sup>2</sup>

(導水路)

①事前調査（地盤変動影響調査）

木造建物A 70～130 m<sup>2</sup> 7棟

木造建物A 130～200 m<sup>2</sup> 1棟

木造建物C ～70 m<sup>2</sup> 2棟

②立竹木調査・算定

用材林、平坦地 100 m<sup>2</sup>

(班編制)

第4条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第5条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第6条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記(2)の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者。

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者。

(低入札価格契約における第三者照査)

第7条 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

(1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

(2) 東北農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

(3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。

(5) 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。
- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格  
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。  
①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者  
②照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知  
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 5 照査計画  
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。  
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- 6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い  
特別仕様書第 13 条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者による照査に係る履行確認  
管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。
- 8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録  
共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- 9 契約不適合責任  
引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

## 第2章 測 量 条 件 及 び 貸 与 資 料 等

（測量の基準及び精度等）

第 8 条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。  
(2) 測量及び面積測定の精度区分は、「甲三」による。  
(3) 縮尺は、1/500 とする。

（貸与資料等）

第 9 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

| 資 料 名                                                | 数 量 | 備 考            |
|------------------------------------------------------|-----|----------------|
| 平成 2 5 年度 岩手山麓農業水利事業<br>「岩手山麓地区」北上川横断逆サイホン測量設計業務 成果物 | 一式  | 北上川横断<br>逆サイホン |
| 平成 2 7 年度 岩手山麓（一期）農業水利事業<br>導水路地下埋設区間他用地測量業務 成果物     | 一式  | 導水路            |
| 平成 3 0 年度 岩手山麓農業水利事業<br>北上川横断逆サイホン促進業務 成果物           | 一式  | 北上川横断<br>逆サイホン |

|                                               |    |                |
|-----------------------------------------------|----|----------------|
| 令和２年度 岩手山麓農業水利事業<br>南部主幹線用水路用地測量調査（その５）業務 成果物 | 一式 | 南部主幹線<br>用水路   |
| 令和４年度 岩手山麓農業水利事業<br>導水路撤去詳細設計業務 成果物           | 一式 | 導水路            |
| 令和５年度 岩手山麓農業水利事業<br>幹線用水路等管理設備設計業務 成果物        | 一式 | 南部主幹線<br>用水路   |
| 令和６年度 岩手山麓農業水利事業<br>北上川横断逆サイホン機能診断業務 成果物      | 一式 | 北上川横断<br>逆サイホン |

２ 受注者が、土地登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

### 第３章 作業項目及び内容

（作業項目及び数量）

第 10 条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

| 作 業 項 目         | 数 量   | 単 位 | 備 考     |
|-----------------|-------|-----|---------|
| I 用地測量業務        |       |     |         |
| １．共通作業          |       |     |         |
| （１）作業計画         | 1     | 業務  |         |
| （２）現地踏査         | 1     | 業務  | 地域：都市近郊 |
| （３）公共用地管理者との打合せ | 1     | 業務  |         |
| ２．南部主幹線用水路      |       |     |         |
| （１）地図の転写        | 1.607 | ha  | 地域：都市近郊 |
| （２）転写連続図の作成     | 1.607 | ha  |         |
| （３）土地の登記記録の調査   | 1.607 | ha  | 地域：都市近郊 |
| （４）権利者の確認調査（当初） | 1.607 | ha  | 地域：都市近郊 |
| （５）依頼書の作成       | 0.090 | km  |         |
| （６）協議書の作成       | 0.090 | km  |         |
| （７）境界の確認        | 0.135 | ha  | 地域：都市近郊 |
| （８）土地境界確認書の作成   | 0.135 | ha  | 地域：都市近郊 |
| （９）境界測量         | 0.135 | ha  | 地域：都市近郊 |
| （10）用地境界仮杭の設置   | 0.097 | ha  | 地域：都市近郊 |
| （11）境界点間測量      | 0.135 | ha  | 地域：都市近郊 |
| （12）面積計算        | 0.161 | ha  | 地域：都市近郊 |

| 作 業 項 目          | 数 量   | 単 位 | 備 考               |
|------------------|-------|-----|-------------------|
| (13) 用地幅杭設置測量    | 0.075 | km  | 地形：丘陵地<br>地物：都市近郊 |
| (14) 用地実測図の作成    | 0.135 | ha  | 縮尺：1/500          |
| (15) 用地平面図等の作成   | 0.161 | ha  | 縮尺：1/500          |
| (16) 土地調書の作成     | 0.161 | ha  | 地域：都市近郊           |
| (17) 地積測量図（案）の作成 | 0.066 | ha  | 地域：都市近郊           |
| 3. 導水路           |       |     |                   |
| (1) 地図の転写        | 0.500 | ha  | 地域：耕地             |
| (2) 転写連続図の作成     | 0.500 | ha  |                   |
| (3) 土地の登記記録の調査   | 0.507 | ha  | 地域：耕地             |
| (4) 権利者の確認調査（当初） | 0.507 | ha  | 地域：耕地             |
| (5) 依頼書の作成       | 0.060 | km  |                   |
| (6) 協議書の作成       | 0.060 | km  |                   |
| (7) 境界の確認        | 0.078 | ha  | 地域：耕地             |
| (8) 土地境界確認書の作成   | 0.078 | ha  | 地域：耕地             |
| (9) 境界測量         | 0.078 | ha  | 地域：耕地             |
| (10) 用地境界仮杭の設置   | 0.078 | ha  | 地域：耕地             |
| (11) 境界点間測量      | 0.078 | ha  | 地域：耕地             |
| (12) 面積計算        | 0.078 | ha  | 地域：耕地             |
| (13) 用地実測図の作成    | 0.078 | ha  | 縮尺：1/500          |
| (14) 用地平面図等の作成   | 0.078 | ha  | 縮尺：1/500          |
| (15) 土地調書の作成     | 0.078 | ha  | 地域：耕地             |
| 4. 北上川横断逆サイホン    |       |     |                   |
| (1) 地図の転写        | 7.01  | ha  | 地域：森林             |
| (2) 転写連続図の作成     | 7.01  | ha  |                   |
| (3) 土地の登記記録の調査   | 7.01  | ha  | 地域：森林             |
| (4) 権利者の確認調査（当初） | 7.01  | ha  | 地域：森林             |
| Ⅱ 用地調査業務         |       |     |                   |
| 1. 共通作業          |       |     |                   |
| (1) 作業計画の策定      | 1     | 業務  |                   |

| 作 業 項 目                                                      | 数 量   | 単 位                 | 備 考          |
|--------------------------------------------------------------|-------|---------------------|--------------|
| (2) 現地踏査 (建物等の調査)                                            | 1     | 業務                  |              |
| 2. 南部主幹線用水路                                                  |       |                     |              |
| (1) 附帯工作物調査・算定<br>住宅敷地 (A) ～150 m <sup>2</sup>               | 2     | 戸                   | 当初<br>予備調査未了 |
| (2) 立竹木調査・算定 (用材林)                                           | 0.500 | 1000 m <sup>2</sup> | 丘陵地          |
| (3) 物件調書の作成                                                  | 3     | 枚                   |              |
| 3. 導水路                                                       |       |                     |              |
| (1) 地盤変動影響調査等 (現地踏査)                                         | 1     | 業務                  |              |
| (2) 地盤変動影響調査                                                 |       |                     |              |
| ①事前調査 (木造建物A)<br>70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満  | 7     | 棟                   | 内部調査なし       |
| ②事前調査 (木造建物A)<br>130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満 | 1     | 棟                   | 内部調査なし       |
| ③事前調査 (木造建物C)<br>70 m <sup>2</sup> 未満                        | 2     | 棟                   | 内部調査なし       |
| (3) 立竹木の調査・算定 (用材林)                                          | 0.100 | 1000 m <sup>2</sup> | 平坦地          |
| (4) 物件調書の作成                                                  | 1     | 枚                   |              |

(指示事項)

第 11 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 地図の転写及び転写連続図の作成

図面の用紙はポリエステルシート#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。

(2) 土地の登記記録の調査

土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。

(3) 権利者の確認調査

登記名義人が死亡している場合その他必要に応じて戸籍謄本等を提出するものとする。

(4) 公共用地管理者との打合せ

公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出する。

(5) 依頼書の作成

公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。

(6) 協議書の作成

境界確定作業完了後において用地実測図に押印を求めるときの必要書類を作成する。

(7) 境界の確認

①立会い通知は、立会日の 1 週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。

②杭の規格は 4.5 cm×4.5 cm×45 cmとし、材料は赤色のプラスチック杭とする。

なお、杭には点番号等を記すものとする。

③境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。

(8) 境界測量

測量原図の用紙はポリエステルシート#300 又はこれと同等以上のものとする。

(9) 用地幅杭設置測量

①工事平面図等に基づき取得及び仮設用地等土地使用する用地について、用地幅杭を設置する。

②杭の材料はプラスチック杭とし、規格は 7.0 cm×7.0 cm×60 cm とする。

③取得用地の杭の色は赤色、仮設用地等土地使用する用地は黄色のペイントで着色する。

(10) 用地境界仮杭の設置

①工事平面図等に基づき取得及び仮設用地等土地使用する用地について、用地境界仮杭を設置する。

②杭の材料はプラスチック杭とし、規格は 7.0cm×7.0cm×60cm とする。

③取得用地の杭は赤色、仮設用地等土地使用する用地は黄色のペイントで着色する。

(11) 面積計算

仮設用地等土地使用する用地について面積計算を行うものとする。

(12) 用地実測図の作成

図面の用紙はポリエステルシート#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。

(13) 用地平面図等の作成

①用地平面図を基に、土地取得図及び土地使用図を作成する。

②上記①で作成した図面に面積計算の結果を求積表として記載する。

③図面の用紙はポリエステルシート#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。

(14) 土地調書の作成

土地取得及び仮設用地等土地使用地について、所有者ごとに土地調書を作成する。

(15) 地積測量図（案）及び土地所在図（案）の作成は、不動産登記規則（平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18）第 73 条から第 78 条及び不動産登記事務取扱準則（平成 17 年 2 月 25 日法務省民二第 456 号法務省民事局長通知）第 50 条から第 51 条までの規定による。

(16) 立竹木の調査

立木の測定方法は、次により行うこととする。

ア 胸高直径

（ア）測定位置は、地際（地表面）より 120 センチメートル上方の幹とする。

（イ）測定方法は、輪尺又は直径巻尺により行う。なお、輪尺を用いる場合で、胸高直径の断面が不整形で最少径の差が特に著しいときは平均直径とする。

（ウ）測定位置に枝節又はこぶ等があり異形をなす立木は、測定値の上下におけるそれぞれの直径を測定し平均する。

（エ）胸高部以下で分岐し、幹枝の区分の困難な分岐木の胸高直径は、各樹幹をそれぞれ独立の立木とみなして測定する。

イ 根本周囲及び株回り

巻尺を用いて地際を測定する。

ウ 枝幅

樹幹の最長、最短の測定値を平均する。

エ 樹高

地際（傾斜地においては山側地際）より梢頭（樹幹の最端）までの垂直の高さを測定する。なお、徒長枝（樹冠線の外に飛び出した枝）は含まない。

(17) 建物等の配置図の作成

建物等の配置図の縮尺は、原則として次のとおりとする。

ア 建物は、100分の1とする。

イ 工作物は、１００分の１とする。

ウ 庭木等は、１００分の１とする。

(18) 事前調査

① 調査にあたっては、建物所有者等と立会いの上、行うものとする。

② 立会人の日当は、受注者の負担とする。

## 第４章 成 果 物

(成果物等)

第 12 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

| 成 果 物                                     |       | 数 量  | 装 丁 等  |
|-------------------------------------------|-------|------|--------|
| (１) 地図の転写図                                | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 書 面   | １部   | 綴じ込み   |
|                                           | 原 図   | １部   | 図面ファイル |
| (２) 転写連続図                                 | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 書 面   | １部   | 綴じ込み   |
|                                           | 原 図   | １部   | 図面ファイル |
| (３) 土地の登記記録調査表                            | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 書 面   | １部   | 綴じ込み   |
|                                           | 原 本   | １部   | 綴じ込み   |
| (４) 権利者調査表及び相続関係図                         | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 書 面   | １部   | 綴じ込み   |
|                                           | 原 本   | １部   | 綴じ込み   |
| (５) 公共用地境界確定図書等                           | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 書 面   | １部   | 綴じ込み   |
| (６) 土地境界確認書                               | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 原 本   | １部   | 綴じ込み   |
| (７) 用地実測図                                 | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 書 面   | １部   | 綴じ込み   |
|                                           | 原 図   | １部   | 図面ファイル |
| (８) 用地平面図等<br>①土地取得図<br>②土地使用図<br>③境界点番号図 | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 書 面   | １部   | 綴じ込み   |
|                                           | 原 図   | １部   | 図面ファイル |
| (９) 土地調書                                  | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 原 本   | １部   | 綴じ込み   |
| (10) 土地調査表                                | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 書 面   | １部   | 綴じ込み   |
| (11) 附帯工作物の調査書<br>(附帯工作物調査表)              | 電子データ | 正副２部 | ＣＤ－Ｒ等  |
|                                           | 書 面   | １部   | 綴じ込み   |

| 成 果 物                                                                        |       | 数 量    | 装 丁 等   |
|------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|---------|
| (12) 立竹木の図面                                                                  | 電子データ | 正副 2 部 | C D－R 等 |
|                                                                              | 書 面   | 1 部    | 綴じ込み    |
| (13) 立竹木の調査書                                                                 | 電子データ | 正副 2 部 | C D－R 等 |
|                                                                              | 書 面   | 1 部    | 綴じ込み    |
| (14) 附帯工作物補償額算定調書                                                            | 電子データ | 正副 2 部 | C D－R 等 |
|                                                                              | 書 面   | 1 部    | 綴じ込み    |
| (15) 立竹木補償額算定調書                                                              | 電子データ | 正副 2 部 | C D－R 等 |
|                                                                              | 書 面   | 1 部    | 綴じ込み    |
| (16) 事前調査等<br>①調査区域位置図<br>②調査区域平面図<br>③建物等調査一覧表<br>④建物等調査書<br>⑤損傷調査書<br>⑥写真集 | 電子データ | 正副 2 部 | C D－R 等 |
|                                                                              | 書 面   | 1 部    | 綴じ込み    |
|                                                                              | 写真集   | 1 部    | 綴じ込み    |

2 成果物の提出先は、東北農政局岩手山麓農業水利事業所とする。

## 第5章 打 合 せ

(打合せ)

第 13 条 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとする。また、打合せの場  
所は、東北農政局岩手山麓農業水利事業所とする。

(1) 用地測量業務

- ア 業務に着手するとき
- イ 業務の中間打合せ
- ウ 成果物のとりまとめ段階

(2) 用地調査業務

- ア 業務に着手するとき
- イ 業務の中間打合せ（調査終了時）
- ウ 業務の中間打合せ（調査書類作成時）
- エ 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 42 条に定める作業計画の管理状況を報告しなければならない。

## 第6章 契 約 変 更

(契約変更)

第 14 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 8 条に示す「測量の基準及び精度等」に変更が生じた場合。
- (2) 第 10 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第 12 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合。
- (4) 第 13 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) その他

## 第7章 そ の 他

(管理技術者)

第 15 条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局岩手山麓農業水利事業所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、押印するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(疑 義)

第 16 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別添

令和7年度 岩手山麓農業水利事業 南部主幹線用水路他用地測量調査（その10）業務 位置図

